

大河原町上下水道事業告示第9号

大河原町制限付一般競争入札公告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のように公告する。

令和7年4月14日

大河原町公共下水道事業

大河原町長 齋 清 志

1 制限付一般競争入札に付する業務

- (1) 業務番号 大公下委 R7 - 1
- (2) 業務名 大河原町公共下水道鷺沼3号雨水調整池実施設計等業務
- (3) 業務場所 大河原町大谷字稗田前地内外
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和7年12月19日まで
- (5) 業務概要 大河原町公共下水道鷺沼3号雨水調整池実施設計等業務 一式
- (6) 支払条件 前払金 有り（契約額の30%以内）
- (7) 入札方法 制限付一般競争入札

2 入札参加資格に関する事項

令和7・8年度大河原町入札参加資格者（建設コンサルタントの承認を受けた者）で、次に掲げる要件を満たす者であること。

- ① 参加申込の日から契約締結までの間において、大河原町建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（平成27年訓令第7号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- ④ 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始又は再生手続の開始の決定日意以降を審査基準日とする経営事項審査

を受け更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。) でないこと。

- ⑤ 大河原町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 25 年告示第 16 号）別表各号の措置要件のいずれにも該当しない者であること。
- ⑥ 宮城県内に本社（店）若しくは支店、営業所等を有する者であること。（営業所等の場合は、大河原町に入札契約等の権限を委任された営業所である旨の受注者登録を行っていること。）
- ⑦ 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項の規定による下水道部門の登録を受けているとともに、総合技術管理部門若しくは上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）の技術士を複数名有する者であること。
- ⑧ 平成 27 年度以降に、貯留量 11,000m³ 以上の雨水調整池実施設計（堀込式）を元請として 2 件以上の実績を有すること。
- ⑨ 管理技術者は、技術士（下水道）の資格を有し、令和 2 年度以降に東北地区において雨水調整池設計の実績を有する者であること。
- ⑩ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門で選択科目を下水道とするものに限る。）の資格を有し、令和 2 年度以降に東北地区において調整池又は雨水ポンプ場の計画検討、設計業務で管理技術者又は担当技術者としての実績を有する者であること。
- ⑪ 担当技術者は、宮城県常駐で技術士（総合技術監理部門で選択科目を下水道とするものに限る。）の資格を有し、令和 2 年度以降に東北地区において管路実施設計業務で管理技術者又は担当技術者としての実績を有する者であること。

3 入札手続き等

(1) 担当課

区 分	担 当 課	電 話 番 号	住 所
入札・受付担当課	政策企画課	0224-53-2112	〒989-1295
業務担当課	上下水道課	0224-87-6877	大河原町字新南 1 9 番地

(2) 入札参加申請書類の取得方法

入札参加申請書類の取得は、5 の表に示すとおりとする。

(3) 設計図書等の閲覧について

当該業務に係る仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）は、閲覧に供する。

- ① 設計図書等の閲覧期間及び場所は、5 の表に示すとおりとする。
- ② 設計図書等について質問がある場合は、指定の質問書に記入の上、5 の表に示す期間内に指定の場所に提出することができる。
なお、質問書に対する回答は、5 の表に示す期間及び場所に掲示し閲覧に供するとともに FAX にて質問者に回答する。

4 入札参加申請書類等

(1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- ① 制限付一般競争入札参加資格確認申請書
- ② 2⑦に掲げる建設コンサルタント登録通知書又は証明書の写し
- ③ 2⑧に掲げる履行実績を記載した同種業務の業務履行実績書
- ④ 同種業務の業務履行実績書に記載した内容を確認できる書面
- ⑤ 2⑨、⑩及び⑪に掲げる技術者等の実績を記載した管理技術者等の資格・業務履行実績書
- ⑥ 管理技術者等の資格・業務履行実績書に記載した内容を確認できる書類
- ⑦ 2⑨、⑩及び⑪に掲げる技術者等が、特に期間を定めることなく入札に参加する者に継続して雇用されていることが確認できる書面
- ⑧ 納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(2) 入札参加申請書類の提出方法、提出期限及び提出場所

① 提出方法

直接持参又は郵送（配達証明付郵便）とする。

② 提出期限及び場所

5の表に示すとおりとする。

- (3) 入札参加資格の有無については、5の表に示す期日に、入札参加資格結果通知書により参加者全員に通知する。その際、承認者には承認通知書により、不適格者には不承認通知書により通知するものとする。

- (4) 入札参加希望者が、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、その理由について書面で問い合わせることができる。

その場合は、その旨を記載した書面を政策企画課へ提出すること。

5 入札等の日程

手続き等	期間・期日・期限	場 所
入札参加申請書類の取得	期 間 令和7年4月15日（火）から 令和7年5月 9日（金）まで	大河原町ホームページ
設計図書等の閲覧	期 間 令和7年4月15日（火）から 令和7年5月12日（月）まで	大河原町役場 2階 情報公開室 又は大河原町ホームページ
質問書の受付	期 間 令和7年4月15日（火）から 令和7年5月 9日（金）まで	大河原町役場 2階 政策企画課 FAXによる質問書も受付可とする ただし着信確認を要する (FAX) 0224-53-3818
質問書の回答の掲示	期 間 令和7年4月15日（火）から 令和7年5月12日（月）まで	大河原町役場 2階 政策企画課 前掲示板に掲示 質問者には FAX にて回答
入札参加申請書類の提出	期 間 令和7年4月15日（火）から 令和7年5月 9日（金）まで	〒989-1295 大河原町字新南1 9 番地 大河原町政策企画課
入札参加資格通知	期 日 令和7年5月16日（金）発送	
入札執行の日時及び場所	日 時 令和7年5月23日（金） 午前11時15分から	大河原町役場 2階 第4会議室

(注) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時30分まで
(ただし、正午から午後1時までを除く)とする。

6 入札方法等

- (1) 入札参加者は、誓約書及び入札参加資格審査結果通知書（原本）を持参すること。
- (2) 代理人をもって入札する場合は、必ず委任状を持参のうえ提出すること。
- (3) 郵送、電報及びファクシミリその他の電気通信による入札は認めない。
- (4) 入札執行の回数は、3回を限度とする。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札は1者以上の参加で執行する。
- (7) 所定の時刻までに、入札会場に入れない者は失格とする。

7 入札保証金 免除する。

8 積算内訳書の提出について

- (1) 入札参加者は、第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載する入札金額に対応した積算内訳書を入札参加受付時に提出すること。
- (2) 積算内訳書の様式は問わないが、内容については、数量、単価、金額を記載すること。用紙については日本工業規格A列4番とする。
- (3) 提出された積算内訳書は、返戻しない。
- (4) 積算内訳書の提出がない場合又は一式などの表示で数量、単価が不明な場合については失格とする。

9 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札参加資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。
なお、入札参加資格を有する旨を確認された者であっても、入札時点において、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。
- (2) 契約締結後において、(1)により入札が失格又は無効となることが明らかになった場合は、町の指示に従わなければならない。

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以下で最低の価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

11 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。

(大河原町財務規則により、免除される場合がある。)

12 その他

- (1) 入札参加者は、入札参加心得を熟読し、遵守すること。
- (2) 入札に関する条項に違反した入札は無効とする。
- (3) 業務内容に関する電話での質問は、一切受け付けない。また、質問については、指定の様式(本町ホームページからダウンロードしたもの)を使用すること。